○農林水産省告示第二千五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県下伊那郡豊丘村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県伊那市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県木曽郡南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十二月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　香川県高松市塩江町安原下第一号字コウソ一四九三の六、一四九四の二一、一四九四の三八、一四九四の四五、一四九四の四八、字野神一五八七の六、一五八七の五一から一五八七の五三まで、塩江町安原下第二号字高橋一九一七の一二、一九一八の一、一九一八の二、一九一九の四、一九二一の一、一九二一の四から一九二一の六まで、一九二一の一一から一九二一の一四まで、一九二一の一六、一九二一の二二、一九二一の二三、一九二四の二、一九二四の三、一九二四の五、一九二四の五六、一九二四の五七、一九二四の七二、字下切一九四〇の四、一九四〇の一〇、一九四〇の一一、字戸石川東一九四二の二、一九四二の五、一九四二の九、一九四二の一〇、一九四二の一七、一九四二の一八、一九九八、二〇〇六の一、二〇〇六の一〇、字戸石川西二〇一六の一、二〇一六の六、塩江町安原下第三号字鮎滝上二〇一五の六、二〇三〇の一、二〇三〇の五から二〇三〇の七まで、二〇三〇の九から二〇三〇の一六まで、字橘谷二〇七四の六、二〇七六の一、二〇八七の四、二〇八七の三一、二〇八七の三三、二一二八の一、二一二八の三、塩江町安原上字芦川一五六八の一、一五七〇の一、塩江町安原上東字北井二四八三の一、二四八三の五、二四八四、字八丁二五〇〇の二四、二五〇四の二、二五〇六の四、字北原二五二三の三、二五二三の四、二五二九の六から二五二九の一七まで、二五二九の一九から二五二九の二八まで、二五三〇の五、字柞野二五三三の三から二五三三の八まで、二五三三の二七、二五三三の二八、字塩谷二四五二の二、二四五五の二、二四五五の三、二四五八の三から二四五八の一一まで、二四五八の七〇から二四五九の二、二四五九の三、二四六二の四、塩江町上西乙字荒八二三の二、八三〇の二、一一八九の二、一一九一の三、一一九一の四、一一九一の一〇、一一九一の一一、字城原一〇〇二の二、一〇〇三の二、一一九二の二、一一九六の二、一一九七の二、一一九八の三、一二〇〇の二、塩江町上西甲字小出川二三一二の五八（次の図に示す部分に限る。）、二三一二の一、二三一二の四、二三一二の九から二三一二の一五まで、二三一二の一七から二三一二の一九まで、二三一二の二一から二三一二の二三まで、二三一二の二五まで、二三一二の二七、二三一二の三〇、二三一二の三一、二三一二の三三、二三一二の三七から二三一二の四〇まで、二三一二の四三から二三一二の四七まで、二三一二の五四、二三一二の五九から二三一二の六二まで、二三一二の六四、二三一二の六六、二三一二の六九、二三一二の七二、二三一二の七四、二三一二の七五、香川町安原下第三号字鮎滝上二〇一六の一、国分寺町国分字大禿二九〇三の二、字黒岩二九〇六の一、二九〇六の三、二九〇六の六、国分寺町新居字猪ノ尻三八五四の四、三八五四の九、三八五四の一二、三八五四の一三、三八六二、三八六三の一、三八六三の二、三八六四の五、字岡三八一五の一、三八一五の二、三八一六の一、三八一六の一〇、三八一六の一四、三八一六の二〇、三八一六の二四から三八一六の二六まで、三八二九の一、三八三〇

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字高橋一九一七の一二、一九一八の一、一九一八の二、一九一九の四、一九二一の一、一九二一の四から一九二一の六まで、一九二一の一一から一九二一の一四まで、一九二一の一六、一九二一の二二、一九二一の二三、一九二四の二、一九二四の三、一九二四の五、一九二四の五六、一九二四